

【答申の概要】 諮問第177号 太田川ダムに係る公開質問への回答書にアルファベットで表記されたダムの名称等が記載された文書の非開示決定に対する異議申立て

件 名	太田川ダムに係る公開質問への回答書にアルファベットで表記されたダムの名称等が記載された文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	太田川ダムに係る公開質問に対する回答添付資料にアルファベットで表記された類似ダムの名称、所在地（県名）、試験湛水中の上流側最大変位量及び供用開始後の上流側最大変位量が記載された公文書
非 開 示 理 由	条例第 11 条第 2 項（全部非開示（不存在））
実 施 機 関	静岡県知事
諮 問 期 日	平成 24 年 7 月 30 日
主 な 論 点	対象文書を全部非開示（不存在）とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件ダムに係る公開質問に対する回答添付資料にアルファベットで表記された類似ダムの名称、所在地（県名）、試験湛水中の上流側最大変位量及び供用開始後の上流側最大変位量（以下「本件情報」という。）が記載された公文書である。

これに対し、実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関の説明によれば、①本件ダムの試験湛水中の管理基準値を設定するために必要なものであることから、試験湛水時における類似ダムの最大変位量等のデータを収集したが、ダムごとに自然条件や運用条件が異なるため、形式及び堤高以外のダムごとの固有情報（名称、所在地など）までは必要ではない、②供用開始後においては、変位量を含む各種項目について、本件ダムの運用により得られた実際の観測データなどをもとに総合的に安全性を判断しており、自然条件や運用条件の異なる類似ダムの供用開始後の観測データを取得する必要性がない、とされている。

また、③本件報告書では、類似ダムの名称はアルファベットで表記されており、本件委託契約に係る仕様書においても、類似ダムの名称、所在地の記載を求める記述はないとのことである。

さらに、④異議申立てを受け、本件対象文書を保管している可能性のある書庫等を改めて探索したが、ノート、メモ等も含め本件情報に関連する資料の存在を確認できなかったとのことであり、⑤実施機関が本件委託契約の受託業者に確認したところによれば、既に業務が完了していることもあり、業務遂行中における資料は保管されておらず、類似ダムの名称、所在地が記載された文書は保有していないとのことであった。

実施機関もいうように、ダムは、その安全性が社会に及ぼす影響が大きい大規模な土木構造物であり、本件情報がそのようなダムに係るものであることを踏まえると、類似ダムの名称等の情報を必要としないとする実施機関の説明に疑問がないとはいえないが、文書の探索の手法及び範囲に不合理な点は認められず、他に本件対象文書が存在するとの事情もうかがわれないことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、実施機関が請求者に代わって、本件委託契約の受託業者に情報提供を求めるか、住民が自ら調査できるように、類似ダムの名称だけでも問い合わせる明らかにすべきであるとしている。

前述のような本件情報の性質を踏まえると、異議申立人が本件情報を必要とする理由は理解できるが、情報公開制度は、対象となる機関が保有する公文書について開示請求することができるものであり、保有していない文書についてまで取り寄せて開示することや、情報を取得して提供することまでを義務付けているものではないため、異議申立人の主張は採用することができない。

異議申立人は、その他種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。